

標題

日本海難防止協会発行「有害液体汚染防止緊急措置手引書」 - 内航用 - の標準様式の改訂について

# ClassNK

## テクニカル インフォメーション

No. TEC-0846

発行日 2011年2月28日

各位

有害液体物質を輸送する総トン数 150GT 以上の船舶は、有害液体汚染防止緊急措置手引書(以下、手引書)を備え付ける必要があります。日本籍内航船に対する手引書としては、社団法人日本海難防止協会より日本籍内航船舶用標準様式「有害液体汚染防止緊急措置手引書 - 内航用 - 」(以下、旧標準様式)が発行されており、広く利用されております。昨年度、当該旧標準様式に対する見直しが行なわれ、「2010年改訂版 有害液体汚染防止緊急措置手引書 - 内航用 - 」(以下、新標準様式)が発行されております。今般、国土交通省より旧標準様式を使用している船舶にあっては、2011年3月1日以降、最初の定期的検査において、新標準様式の手引書の記載内容についての検査を実施する旨の通達がありました。つきましては、該当の定期的検査の前に新標準様式の手引書に取り替える必要がありますのでご注意願います。

弊会船級船における新標準様式の承認及び確認検査は以下のとおりといたします。

1. 標準様式の手引書の承認は弊会支部または事務所にて行ないますので、本船搭載用1部に必要事項を記入の上、事前に検査担当支部/事務所へご提出ください。
2. 2011年3月1日より前に承認された旧標準様式の手引書を所持している場合にあっては、2011年3月1日以降最初の定期的検査(海洋汚染防止設備等の中間検査又は定期検査)において、承認された新標準様式の手引書を所持していることを確認いたします。

日本籍内航船であっても標準様式を使用していない場合や、国際航海に従事する船舶にあっては、本件に対する対応は不要です。また、標準様式の使用は強制されるものではないことを申し添えます。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 機関部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2022 / 2023

Fax: 03-5226-2024

E-mail: [mcd@classnk.or.jp](mailto:mcd@classnk.or.jp)

#### NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: [www.classnk.or.jp](http://www.classnk.or.jp))においてご覧いただけます。